

平成 30 年度

第 1 回 赤穂市建築審査会議事録

日 時 平成30年10月10日(水)

場 所 市役所6階 大会議室

平成30年度第1回 赤穂市建築審査会議事録

1. 日 時 平成30年10月10日（水）10時00分～11時00分
2. 場 所 赤穂市役所6階 大会議室
3. 出席者

〔委員〕

永田 泰士	姫路獨協大学人間社会学群准教授
目木 敏彦	赤穂商工会議所副会頭
植田 吉則	兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり参事
大上 謙一	公益社団法人兵庫県建築士会赤穂支部
宇高 雄志	兵庫県立大学環境人間学部教授
柿本 裕一	兵庫県赤穂健康福祉事務所長
家入 時治	赤穂市議会建設水道委員会委員長

〔事務局〕

古津 和也	建設経済部長
澗口 彰利	都市整備課長
有吉 央	都市施設担当課長兼公園街路係長
長棟 由樹	建築係長
長尾 一史	計画係長
山下 祐哉	主事

4. 審議事項

第1号議案	会長の互選について
第2号議案	会長職務代理者の互選について

5. 報告事項

報告第1号	尾崎地区計画の区域における現況について
-------	---------------------

6. その他

7. 閉会

事務局	<p>ただ今より、平成 30 年度第 1 回赤穂市建築審査会を開催いたします。本日は公私とも何かとお忙しい中、また足元の悪い中、本審査会にご出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日の審査会は委員改選のため、会長が決まるまでの間、事務局の方で進行役を努めさせていただきます。本日の議題は、審議事項といたしまして会長の互選と会長職務代理者の互選でございます。また、報告事項といたしまして、尾崎地区計画の区域における現況報告を予定しております。</p> <p>それでは、次第に従い進行させていただきます。</p> <p>次第の 2. 本審査会委員のご紹介でございます。この度、委員に選出されました皆さま方をご紹介させていただきます。配布しております名簿順で読み上げさせていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>以上の 7 名の方々と、今後 2 年間お世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、事務局の職員を紹介させていただきます。</p> <p>(事務局紹介)</p> <p>続きまして、次第の 3. 審査会の成立について報告いたします。</p> <p>本日は、委員 7 名のうち全員が出席されております。よって赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例第 9 条第 8 項の規定により、本審査会は成立いたしました。</p> <p>続きまして、次第の 4. 審議事項についてでございます。議案書の 1 ページをお願いします。第 1 号議案 会長の互選についてですが、赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例第 9 条第 4 項により、会長は委員の互選により定めることとなっておりますが、どのようにいたしますでしょうか。</p>
委員	<p>都市計画がご専門で見識の高い一委員が適任かと思しますので、一委員をお願いしてはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>一委員よりご発言があったように一委員に会長をお願いする事でいかがでしょうか。</p>
	<p style="text-align: center;">【異議なしの発声】</p> <p>ありがとうございます。異議が無いようですので、会長は一委員と決まりました。それでは、議事の進行を一会長、よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>この 2 年間になると思いますが、何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様のお力をお借りしながら、進行できたかと思っておりますので何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは早速ですが、第 2 号議案 会長職務代理者の互選について議論させていただきます。赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例第 9 条第 6 項に従いまして、会長職務代理者についても委員の互選により定めとなっております。もしよろしければどなたかご意見はございませんか。</p>
委員	<p>赤穂市にお住まいで、地理にも見識がある一委員が最適かと思しますので</p>

<p>会長</p>	<p>で、お願いしてはいかがでしょうか。</p> <p>ご意見ありがとうございます。他の委員の方はいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なしの発声】</p> <p>異議なしの声がございましたので、一委員に会長職務代理者をお願いしたいと思います。それでは、審査会を進めさせていただきます。</p> <p>まず、傍聴者についてですが、本審査会は赤穂市建築審査会議事運営規則の第6条におきまして原則公開となっておりますが、本日の傍聴希望者はございません。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の指名についてですが、赤穂市建築審査会議事運営規則第7条第2項により、議長が指名するとなっておりますので、本日の議事録署名委員は「一委員」と「一委員」をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次第の5に移りたいと思います。報告第1号 尾崎地区計画の区域における現況について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第1号 尾崎地区計画の区域における現況についてご説明、ご報告させていただきます。</p> <p>まず、はじめにこの審査会の設置目的についてご説明します。本審査会については、赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例において、地区整備計画の区域内における建築物の新築等は、条例第4条で定められた用途や規模のもの、高さを超えるものは建築してはならないとされており、特例として、市長が当該計画区域内における土地の利用状況に照らし、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めたものについては、この限りでないとしております。その際、許可に利害関係を有する者の意見を聴取し、かつ建築審査会の同意を得なければならないとしております。このような、例外的な案件が出た際には、この審査会でお諮りするようになりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、尾崎地区計画の区域における現況についてご説明いたします。まず、都市計画法第58条の2の規定に基づく届出の状況についてご説明した後、尾崎地区のまちづくり活動等について、ご報告したいと思います。</p> <p>新たに審査会の委員になられた方もいらっしゃいますので、尾崎地区計画の概要からご説明いたします。</p> <p>尾崎地区は赤穂市の南東部に位置しており、地区の周辺には国立公園に指定されている瀬戸内海、風致地区に指定されている尾崎宮山、そして名水百選に選ばれた千種川、これらの自然環境に恵まれ、昔ながらのまちなみが今も現存する歴史豊かな地区であります。</p> <p>この地区は、元々、入浜式塩田の開拓による製塩製造従事者の集落として形成された地区であります。集落形成時から現在に至るまでの根本的な基盤整備がされておらず、木造住宅が密集し、不整形で幅の狭い道路で形成された地域となっております。近年では、一人暮らしの高齢者や、住宅の老朽化、また空き家・空き地などが目立つようになってきており、これらの問題を解消するため、赤穂市では平成13年度より住宅市街地総合整備事業により、道路の拡幅整備や老朽住宅の除却などを行っており、現在も事業を継続し、住環境の向上に努めております。</p> <p>事業の進捗により、将来に向けて安全・安心で快適なまちづくりを目指すとともに、緑豊かで魅力あふれる市街地の形成を図ることを目標とし、平成26年3月に地元まちづくり団体、尾崎のまちを考える会から</p>

事務局	<p>の発意により赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例が制定されました。</p> <p>これにより、尾崎地区の一部が地区計画の区域として指定され、この区域内で建築物の建築などを行う場合には、都市計画法第 58 条の 2 の規定に基づき、事前にその内容を市へ届出ることが義務付けられました。</p> <p>市では、届出のあった内容について審査し、地区内の 4 つの区域区分、一般住居地区、沿道複合住居地区、沿道住居専用地区の A 地区、そして沿道住居専用地区の B 地区のそれぞれの区域区分ごとに定められた建築物の用途制限と高さ制限の中での建築行為を指導していくことになりました。</p> <p>それでは、具体的な規制内容等について説明いたしますので、別冊の地区計画手引き 7 ページをお願いします。地区計画における建築物の用途制限になります。表の丸印、三角印に斜線が入っている用途が地区計画で制限がかかっています。地区計画の区分ごとに制限内容は異なりますが、一定規模以上の店舗や事務所、ホテル・旅館等の建築に制限がかかっております。また、4 区分全域において、建物の高さ制限がかかっており、最高高さ 12m 以下かつ軒の高さ 10m 以下となっております。</p> <p>それではスクリーンの方をご覧ください。この表は、平成 28 年度から平成 30 年 8 月 31 日までに届出のあった案件の一覧表になります。</p> <p>届出のあった件数は、平成 28 年度 4 件、平成 29 年度 6 件、平成 30 年度 2 件、合計 12 件の届出がありました。</p> <p>この表に記載されているとおり、用途は一戸建ての住宅、150 m²以下の店舗、通信用アンテナ等の建築行為の届出がされています。</p> <p>この図面は、届出のあった箇所の位置図になります。図面の上側が北方向であり、左端に見えるのが千種川になります。尾崎地区計画の区域の周囲には、4 本の都市計画道路が計画、整備されており、このうち地区の北側にある赤穂大橋線と西側にある唐船線のうち、赤色の破線で表示している区間が現在事業中、または事業予定路線となっております。</p> <p>図面の薄い黄色で着色された区域が一般住居地区、オレンジ色で着色された区域が沿道複合住居地区、水色で着色された区域が沿道住居専用地区の A 地区、黄緑色で着色された区域が沿道住居専用地区の B 地区となっております。</p> <p>一般住居専用地区で 8 件、沿道住居専用地区 A が 1 件、沿道住居専用地区 B で 3 件の届出がされています。</p> <p>次に、届出のあった内容の詳細についてご紹介します。時間の都合上、1 件のみご紹介させていただきます。</p> <p>こちらの写真は、平成 30 年 3 月 28 日に一般住居地区において届出があったものです。</p> <p>届出内容を審査した結果、用途は一戸建ての住宅であり、建物の最高高さが 8.58 メートル、軒の高さ 6.5 メートルであったことから、地区計画で定められた用途、高さの基準、いずれにも適合していたため、意見なしで受理しております。</p> <p>現段階では、赤穂市地区計画の区域における建築物の制限に関する条例において、用途の制限について定めた条例第 4 条第 2 項や、建物高さの最高限度を定めた第 5 条第 2 項、また、公益上必要な建築物の特例について定めた第 8 条の規定にあるような、例外的な建築物の建築計画の相談などは受けておりませんが、そのような案件が出た場合には、本審査会にお諮りすることになりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>続きまして、尾崎地区計画の区域における道路整備状況について、ご説明させていただきます。</p> <p>まず、はじめに尾崎地区の道路整備状況図でございます。整備が完了し</p>
-----	---

た道路の区間を赤色で着色しており、今後整備を進める区間を青色で着色しております。

道路整備状況につきましては、平成 26 年度までに尾崎 1 号線、尾崎 2 号線及び尾崎 5 号線の道路拡幅整備が完了しており、平成 27 年度から尾崎 3 号線の整備に向けて物件移転、用地買収を進めております。

また、都市計画道路である赤穂大橋線の道路拡幅整備についても同時に行っており、平成 25 年度までに赤穂八幡宮の東側約 200m の拡幅整備が完了しております。今後も引き続き、道路拡幅に向けた用地買収を進めて行く予定としております。なお、都市計画道路唐船線については、赤穂大橋線の後、順次取りかかる予定としております。

次の写真は、道路の整備状況写真でございます。尾崎地区の南から北方向を撮影したものでございます。

写真中央下の東西に延びる道路が尾崎 2 号線で、それに接している公園が高須児童遊園になります。また、高須児童遊園から縦に延びる道路が尾崎 1 号線であり、この道路は赤穂八幡宮まで続いております。

次にこちらの写真は、先ほどの写真を撮影した位置から北側約 100m の位置から北方向を撮影した写真です。

写真の南北に延びる道路が尾崎 1 号線であり、写真中央の田中町児童遊園に接して東西に延びる道路が、現在用地買収を進めている尾崎 3 号線になります。

このように尾崎地区では、現在、狭隘な道路の拡幅や老朽住宅の除去・建替などにより、密集市街地が解消されつつあり、防災性や住環境が向上し「安全・安心で住みよいまち」の形成が進んでいるところであります。

次に、尾崎地区のまちづくりについてご説明させていただきます。

尾崎地区のまちづくりについては、平成 11 年に地元自治会長や各種団体の長で組織された地元のまちづくり団体である、尾崎のまちを考える会と協働いたしまして、安全・安心で快適な住みよいまちへのスローガンのもと、まちづくりに取り組んでおります。

こちらの写真は防災ふれあいイベントも兼ねた尾崎の名所ウォークラリーの実施状況の写真でございます。子供たちにまちの歴史文化を知ってもらい、ふるさとへの愛着を感じてもらうこと及び防災と助け合いの意識を高めることを目的といたしまして、地域の子供たちを中心としてウォークラリー形式で地域の歴史に縁のあるスポットや防火水槽等、防災施設が設置されている公園も合わせて巡り、また、防災炊き出し訓練も合わせて行っております。写真中央の看板は尾崎のまちを考える会が設置しました尾崎名所説明看板であります。

次の写真は、密集地域内の住宅火災の検証会の開催状況でございます。昨年 5 月に尾崎の密集地域内で実際に発生した火災を題材にして、火災時の状況を検証することで今後の教訓として、今後も発生する可能性がある火災に備えるために検証会を開催しました。検証会では火災発生から鎮火までの時間経過や、実際に地域住民や消防署等の消防活動等の状況を聞き取りを行い、それらを取りまとめて意見交換を行いました。

こちらの写真は、まちなみ調査の写真でございます。このまちなみ調査では、近隣の道路整備や空地の増加に伴い、年々変わりゆく尾崎のまちなみや生活文化を後世に伝えるため昔の写真を集めて保存するといった取り組みを行っております。

次の写真は、尾崎名所看板設置の状況写真でございます。平成 26 年度より地区内に 10 基設置しており、写真は赤穂八幡宮北側の児島長年碑に対する説明板の設置状況でございます。設置作業につきましては会員によるボランティアで行われております。説明については以上でございます。

会長	<p>ありがとうございました。質疑応答の時間に入ります。どなたからでも結構ですので、質問がある方はお願いいたします。</p>
委員	<p>地区計画と都市整備の道路の関係ですね。非常に密集地域ということで1号線、2号線というように道路の拡幅はできておりますが、もっと中に入ると車が通れないような所もあります。先ほども説明がありましたが、火災や自然災害の時の救助も含めて非常に心配するところがあります。今までの歴史あるまちなみを保存していきたい部分と安全を考えた道路計画については、どのように事務局でお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>古いまちなみの保存ということですが、建物の所有者が、解体や改築等を行いますので、まちづくりとしては、古きよき時代の文化を残したいということで、記憶に留めたいという主旨の中で、写真等に残していくという活動を行っております。</p> <p>今後も生活を行っていきますので、安全安心という意味では、一定の道路拡幅も必要と考えております。当面の間、現在計画にある道路を整備していきたいと考えております。</p>
委員	<p>地区計画の区域内では、多くの車や人が流入するような施設は制限されるということなので、実際に住んでいらっしゃる方はどのように思われているか分かりませんが、例えば、新しく拡幅した道路にコンビニを設置したいというような案件があった場合は、この審査会で諮るのか、もしくは制限されて設置が出来ないということなのでしょうか。</p>
事務局	<p>地区計画の整備基準の中では建築物の用途や規模に応じて一定の制限をかけさせて頂いております。この主旨と言いますのが、外から多くの人や車が流入する可能性がある建築物を制限し、住環境を保全していきたいというものであり、コンビニが建つということになりますと面積要件にもよりますが、審査会での案件という形になりますので、道路に与える負荷や周辺の環境を考慮してご審議いただくことになると考えております。</p>
委員	<p>2件ほどご質問をさせて頂きたいと思います。私は、県の市街地整備課に平成15年から平成18年にいました。その時に尾崎地区の事業の立ち上げの仕事に関わらせて頂きました。それから事業を進めて頂いて、成果が出てきているということで非常に喜ばしいと思っています。</p> <p>当時から先ほどの委員の発言にもあった通り、密集市街地の解消についてどのように考えているのかという話があり、その時の一例として、火災が発生した場合にどのように対応できるのかという議論をしたことを覚えています。</p> <p>先ほどご紹介にもありました通り、実際に火災が起きたという話がありましたが、どこの場所で起きて、どのような被害があったか。結果的にどのような形で鎮火されたのかというのを教えて頂きたいと思います。</p> <p>2点目として、こちらも当時からの課題ではありましたが、建て詰まっている状況で、住宅を更新して行く中で、空地をつくって道路を抜いていく、それと宅地を合わせて、それなりの規模の宅地に変えて行くというよ</p>

	<p>うな取り組みもされていて、非常に熱心に赤穂市さんが活動されたことが記憶に留まっているのですが、事業が進んでいく中で、空地というのが今、増えているのか、あるいはそれほど増えていないのかについてデータのなものを合わせてご紹介いただきたいと思います。もし、空地の件に関して、今データが揃っていないようであれば、後日でも結構ですのでよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>火災が起こった所は、赤穂八幡宮の周辺になります。消火活動の経緯に関して私はあまり詳しくないですが、当然この付近の消火栓で消火したと思います。火災時は1号線が通っていましたので、昔に比べると消火活動もスムーズも行われたのではないかと地域の方から伺っております。</p>
事務局	<p>平成27年に先ほど言いました赤穂八幡宮の前にあったお風呂屋さんが火災になりました。ここについては1号線が通っていましたが、お風呂屋さんということで消火に時間がかかり、ほぼ燃えてしまった状況になっています。</p> <p>1つ問題点があり、煙突が焼け残り地元から非常に心配だという話があり、所有者の方に対応をお願いしておりました。平成27年に火事が起こり、その1年後に地元や議員さんから要望があり、平成29年に煙突の撤去ができたという状況です。他の焼け残った部分については、所有者の都合もあり現在も残っております。</p> <p>もう1件は、1号線から1本中の道の辺りで火災がありました。こちらは一戸建ての民家であり、2軒のうち1軒の方に住まれており、その隣の空家、物置になっていた所から出火しました。その際も1号線ができていましたので、直接家の前に消防車は着けませんが、1号線から消防車のホースを延ばし、消火活動を行ったということで非常に1号線が役に立ったということを知っております。消火時間にどれくらいかかったかというのは分かりませんが、こちらもほぼ燃えてしまったようです。</p> <p>空地の状況については、申し訳ございませんが、今、データが手元にございませぬ。空地もそうですが、空家も結構増えておまして、空家については、都市計画道路の事業の関係で移転してもらおう方の代替地として空家を活用できないかと考えております。</p>
委員	<p>尾崎という町は本当に浜人の町で、狭い道の中に密集した家があり、先ほどの道路整備の図面を見て頂くと分かると思いますが、この南北の1号道路というものが整備されるまでは、実は救急車がこの地区に入ってきて赤穂八幡宮の境内に停めて、ストレッチャーを押して町の中へ入っていかないといけない状況でした。救急車も消防車も入れないという非常に老朽化した危険の多い町だったと思います。</p> <p>こうやって地元の方々が協議し、市の指導を受けながら道路が整備され昔のことを知っている者からすれば、よくここまでして頂けたなと感じております。ただ、空家や空地が高齢化に伴い増えてきておりますので、その辺を含めて整備についてじっくり検討をして頂けたらなと思います。</p> <p>あと1点お伺いしたいのは、この条例が出来てから数十件審査を受けて</p>

	<p>いるようですが、その過程で計画の見直しや指導を行われた事例はあるのかどうかを教えてくださいたいと思います。</p>
事務局	<p>私は昨年度から関わらせて頂いておりますが、過去の分についても計画の見直しを行った等の事例はないと思います。</p>
事務局	<p>私は当初からいるのですが、まちなみをつくる会が活動報告という形で年に2、3回広報紙のようなものを全世帯に出しており、地区計画の内容等については、住民の方が十分に理解されています。そういう状況では地域では根付いているのかなと考えております。</p> <p>しかし、店舗等の外から人が入ってくるという状況になれば、そういった指導が出てくる可能性もあると思いますが、現時点ではそのような案件は出てきておりません。</p>
会長	<p>先ほどの委員の話に関係してくるのですが、1号線が整備されて住環境がかなり良くなったということ、この周辺に住んでいる学生が一方的に喜んでいました。</p> <p>3号線と1号線、5号線と道路が整備され、たぶん地区の住環境かなり良くなったと思うのですが、まだ細い災害路というのが結構あるようです。</p> <p>例えば、再建築が出来ない未接道地がこの地区の中でかなり残っているのですか。それともかなりの割合で再建築が可能な状況なのか。空地の発生やその辺りも関係してくると思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>再建築が出来ないものって言いますのは、ある程度の幅員がある既存道路もあるのですが、尾崎地区で1800mmない道路ということで審査会案件で但し書き許可を取ったというのが1件あります。もう1件は協議したのですが、難しいような案件であったということで、残っているものもあります。</p> <p>この密集の事業整備としても、今の計画上、その辺りまでは手を出していない状況です。ただ、隣接地の状況を考慮し、接道をとっていくという土地利用を考えていくしかないのかなというのが今の状況です。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他はいかがでしょう。それではご意見だけでも順番に伺っていきたいと思います。</p>
委員	<p>この都市計画について何かということは特にはないですけども、2点気になることがあります。私の生まれ育った町に戻った際に思うことがあります。</p> <p>1点目は、これは地域の方や行政の方の多大なご苦勞の上に成り立って、住環境の整備が行われ、住みよい町になって良かったなというのは当然あるでしょうが、同時に今、生まれた子供が大人になって、この地区を担う時にこの地区のあり方がどのような方向に向かっていくのかという事を今、現役で引っ張っていらっしゃる方たちは、産声を上げている子供達あるいはその子孫達が自分達の町を引き継いだ時、この町がどのようにあるべきかをどの程度、リアルに考えているのかというところがまず気になった所です。</p> <p>2点目は、私の本籍地もめでたく道路拡張に引っかかり、消えようとしているということを聞いたことがあります。そして去年、私の幼馴染の家が土地収用に引っかかり、引っ越しが必要になり、ギリギリ同じ校区で引</p>

	<p>っ越しが成立したのかなと想像しているのですが、これから道路を拡張していくために土地を明け渡して頂く時に、先ほど仰っていた保存との関係というものがものすごく重要となってくるのだらうと思います。</p> <p>その保存ということと、どういう町を将来つくっていくかということにかなり影響を与えるのだらうと思います。というのは、どういう町をつくっていくかというのはある程度どういう構成員の中で、この物が成り立っていくのかということとイコールの関係があると想像しています。</p> <p>そこで先ほど言われたように、今、空地になっている所を代替地にして活用していけないかということを考えておられることはものすごく良いことだと思いました。当事者双方が望んでいるのであれば、それが一番望ましいし、思い出がある土地については思い出がある人が使う、そして元々この土地の人はこういう人だったんだと後世に語り継がれるということが、今、良ければそれで良しというのではなく、将来ここをどうしていこうかという発想にも繋がるという意味で、私は非常に良い取り組みだと思いました。ご苦勞がおありだと思いますが、出来るだけどこでも良いやという発想ではなく、そのようなご苦勞を今後も継続して頂きたいと感じました。</p>
委員	<p>先ほどと若干繰り返しますが、本当に狭い道というのが多くて、下水道の整備を行った際に、いわゆる宅内桝というものを家の中に入れられなかったという家がたくさんあり、道路に宅内桝があるというのが尾崎のまちの現状です。本当に自転車さえもすれ違えないような所に家が建っている所がありますので、地元の方々も危機感を持たれており、届出の中で手直しする必要のない書類が出てくるということにつながっているのだと思います。住民の皆さんが高い意識を持って、まちづくりをされているんだなと感じていますので、その辺をサポートしていけたらなと思っています。</p>
委員	<p>私から1点。ずっと事業の立ち上げから見ている者としてはこういった住環境の改善という事業に関しては、行政が主体となってやっているのではなく、住民主体でやっているということで、本当に赤穂市さんとしても誇れる事業となっているのではないかなと思っています。</p> <p>引き続き、尾崎地区のまちづくりにこのような形で携われることにありがたい機会を頂いたなと思っています。</p>
委員	<p>私事ですけれども、空家対策の方にも少し関わりをさせて頂いている中で、その中でも、この尾崎地区の道路が非常に狭くて、老朽化もかなり進んでいるなということを感じています。そこで、連携を取りながら、空家対策と開発とのバランスがうまく取ればなと考えるところがあります。</p> <p>先日も通っている時、ふと思ったのですが、1号線と3号線の交差点の右下の斜線部が入っている所なのですが、ここにはなにか意図があつてのされているのですか。</p> <p>先ほども、救急車や消防車の話があつた中で、ここは確か樹脂のコーンが立っており、車が止められないようになっていたと思います。例えば、救急車等が止められるようなスペースにするなら、逆に車道にした方が良いのかなと思います。ゼブラゾーンにしておくのは、もったいないなという印象を受けました。例えば、まちづくりの何かに使えないのかなという印象を受けましたので、またご確認できればと思います。</p>
事務局	<p>ゼブラ帯のことかと思いますが、用地買収の関係は携わっておりませんので分かりませんが、片側歩道と車道という基本的な道路ですので、基本</p>

事務局	<p>的には全線を車道にしてしまうと狭い所から太い所、逆に太い所から狭い所を通って行くということになるので、そういう意味では危ないのでゼブラ帯ということで、駐車禁止の制限をかけるためにゼブラの斜線を引いております。</p> <p>ただ植樹帯にすると背後地の土地利用ができませんので、こういった形式で表示させて頂いております。</p> <p>ゼブラ帯が残っておりますのは、用地買収の関係であり、一番良いのは、隣の方に土地を買って頂いて、利用して頂くということですが、現在の生活というものがございますので、用地としても余ってしまったという状況になります。そのような状況で、どのようにしていくのかということになります。今、申し上げたように植樹帯にするようになりますと背後地の利用等の関係もありますので、道路敷きとして生かしていくという形でゼブラ帯にしております。車は停めることはできるのですが、誰でも止められる駐車場になると困るので、一般の方が常態的に駐車されないようにゼブラ帯にさせて頂いております。</p> <p>ただ、道路と同じ高さですので、緊急時等において緊急車両を止めたりはできますので、何かあった時の用地ということで残していった方が良いのかなと感じております。</p>
委員	<p>健康とまちづくり、都市整備とは、実はすごく関連が深いものと考えています。その中でも健康という面では、緊急車両あるいは医療へのアクセスが住民にとってしやすいそういうまちづくりを考えなければならないのかなと思います。一方では、例えば、車との距離が一定取れることによって、歩く距離が延びます。距離が延びれば、健康を増進することがデータで分かっていますので、ただ単に安全だから歩くだけではなくて、行きたい目的の場所がある、あるいは途中で息切れした時には、ベンチのような、ちょっと木陰で休めるような何気ない設備がある。そういったことが公衆衛生上あれば良いかなと思います。そういう意味で、景観と健康、まちづくりと健康をリンクして考えていくと、ひいては産業振興、観光振興等の観光客誘致になって観光に訪れた方も歩いた時に休めるとか、車の危険を感じずに散策ができる。そして町の人もどンドン家から外に出てくることによって、観光客と地域の住民が様々に触れ合うことができる。そのようなまちづくりに今の計画が寄与されれば良いかなと考えております。</p>
委員	<p>尾崎の密集地野の中に車で入っていくと、どこか傷をつけて帰ってくるということがありますが、そういう意味で、ここからは普通車以上が入れませんよみたいな標識があれば助かるかなと思います。</p> <p>また、災害の事が一番心配で、尾崎地区独特のコミュニティがあると思うのですが、避難所とかそういった所へどなたも残さずに出て行ける、そういった事がまちづくりの中で進められれば良いかなと思っております。</p>
会長	<p>全ての委員にご意見を頂いたのが良かったかなと思っております。今日ご説明頂いて、この数年間の議論を含めまして、粛々と事業を進められているとのことで、非常に市の皆様のご苦労には敬意を表したいと思っております。</p> <p>いくつか気がついたことと言いますが、考えなければいけないというものがありまして、先ほども住民の方には、年に1回は必ずこの地区計画の内容等を周知されているということでお聞きしたのですが、このことは一層必要かなというように思いました。</p> <p>先ほど委員が仰ったんですが、私の学生が尾崎地区に住んでいますが、</p>

	<p>この地区計画にかかっていると知らないみたいです。若干、建築のことに興味があっても、お父さん、お母さんの話題であって、私は知らない、若い世代はなるようです。そういう意味で、若い世代に伝えて行くことは大切かなというふうに思いました。</p> <p>今日はもう一つ火事のお話をお聞きしたのですが、やっぱり安心、安全の意味で考えると、防災のことを考えていかないといけないと思います。今回、密集地区内の住戸火災検討会行われたということで、非常に意義のあることだと思いますが、このところ全国各地で起きている大規模災害の事を考えると、火災だけではなくて、地区の皆さん、住民の皆さんのニーズに応じて検討の枠組みというのを広げて行く方が地区の持続性を高めるために避けられないことなのではないかと思っています。これは地区の皆様とのご協力が必要なのかなと思います。</p> <p>最後になりますが、私も都市計画を勉強しているつもりで、こういった地区の写真や地図を見ますと、狭小街路っていうのが圧倒的に話題になるのはどこでもそうだと思います。もちろん、道を広げて生活の利便性を高めていくというのは、防災の観点からも必要だと思うのですが、一方で、私はまちなみ舗装に関わることも多くて、関心を持って歴史的な市街地を見ているのですが、狭小道路というのは確かに現代的な生活で言いますと我々のライフスタイルに合わないと思いますが、例えば日々散策するとか細やかな生活空間に暮らすというのは心理的な意味で、すごく豊かだと思います。そういう意味で、一律に道を広げるということではなくて、例えば住みやすいなとか何となく落ち着くなというような、数字で表れる以外の観点も必要かなと思っています。</p> <p>今日ご説明頂いた、まちなみ調査の風景も非常に良い風景だなと思います。車が入ると傷が付くとかもあると思いますが、その辺りで狭い道と現代社会がうまく共存していけるような方法は無いかなと思っています。私は、姫路城の周辺に住んでいるのですが、姫路城の周辺は道が狭いので、あそこは迷路だから行ってはいけないと姫路の地区の方は言われるのですが、我々にとっては何とも住みやすい、町と我々の体が繋がっているような気がしますので、その辺りこの狭い道のある地区などもぜひとも大事にして頂けたらなと思っています。これは地区の皆様のご意見が大事かなと思います。</p> <p>何かこのほかで今、お気づきの点などありましたら追加して頂いたらとよろしいかと思っています。</p> <p>それではご意見が無いということでありがとうございます。</p> <p>引き続きまして次第の6に入ります。何かありましたら事務局の方からご報告をお願いします。</p> <p>特にございませぬ。</p> <p>特にないということですのでこれで終わりですけれども議事の進め方について、この委員会全てについて何かお気づきの点があれば、頂きたいのですが、どうでしょうか、よろしいでしょうか。</p> <p>では、今日の審議事項は全て終了しました。これをもちまして閉会させていただきます。ありがとうございます。</p>
事務局	
会長	